

更生案は市制第九十一條及び第九十二條に基く市長専決處分として行はれたる結果、その報告を市會になすべく、同日午後六時より招集せられたる緊急東京市會に對し、牛塚市長より緊急處分に出でたる理由は、事態緊急を要し、市會に提案の餘裕なかりしたためと、その他種々デリケートな事情の存在せる結果止むを得ずして出たる行爲にして、決して市會の審議權を無視したるものにあらざる旨を辯明し、澤本主管助役は、更生案實施に對する決意を語り、續いて山下電氣局長より案の大綱を説明した。

これに對し黎明會所屬淺沼市議は、市電赤字問題は、従業員の整理や減給にのみよつて打開されるものではなく、東京市財政の根本的立直しと關聯なしに考へられぬ問題で、交通統制、公債整理、鐵道省よりの補償、爲替差損金の國庫補償等を全般的に考慮すべきであると反對意見を述べ、淺川市議は、市長の市會審議權の無視について法律上の反對意見を述べんとしたが、この時議員の大半は退場したるため、議事の定足數を缺き閉會が宣せられ、結局市會多數派たる市政會、二新會によつて本案は默認せられた形となつた。尙市政會、二新會は後にそれら總會を開き、當局案支持を決定し、内務省、警視廳に對し強制調停反對の意思を表明した。

三 東交更生案の撤回要求

整理案發表せらるゝや、東交は直ちに罷業準備指令を發すると共に、熊本委員長以下二十四名は森市會議長、市政會、黎明會を歴訪して反對陳情をなし、一方、日本労働組合會議、關東労働組合會議加盟組合その他二十四團體に對し更生案の内容を報告すべく案内狀を發した。

翌九月三日には罷業準備の第二指令を發すると共に、山下電氣局長に對し、左記要求書を提出し、一方代表者は内務省、陸軍省、東京憲兵隊司令部を歴訪して、要求書提出の事情を述べ、罷業となりたる場合の事前諒解を求めた。

要求書

今回電氣局ノ發表セル大整理案ハ余従業員ニ餓死ヲ強要スルモノニシテ我々ノ斷ジテ承服シ能ハザル所デアル依テ即時之ガ撤回ヲ要求ス
昭和九年九月三日

四 日交初任級の引上要求

日交側は、東交側と別個の見解をとり、九月二日、市理事者及市會各派代表者、日交、東交の代表者を以て市電更生に關する共同委員會を設置し、胸襟を開いて更生打開の方策を樹立せんことを、當局、東交に對し懇懇したが容れられざりしたため、更に三日、初任級引上による妥協案を提出したが、これ亦勢力關係その他の事情は大勢を動かすべくもなかつた。

第三 遂に全線總罷業に陥る

一 東交、日交の罷業宣言

市電當局の態度強硬なることを觀取した東交本部は、午前八時罷業準備指令第三號を發して罷業の不可避なることを説き「斷」の指令を待たしめたが、午後一時遂に、主腦部は、左記の如き「罷業宣言」を發表すると同時に、各支部に對し「明五日下午始車より全線一齊ストライキを斷行せよ」との指令を發した。

罷業宣言

今回電氣局ノ發表セル整理案ハ我々従業員ノ生活ヲ根柢ヨリ破壊シ、餓死ヲ強要スルモノデアアル。一萬一千名余従業員ノ總敵首ト貨銀ノ五割乃至六割ノ徹底的引下ゲニヨル、新規採用ト云フ如キコトハ、タゞニ我々市電従業員ノミナラズ今後不況ニ名ヲ藉ル資本家ノ常套手段トシテ行ハル、ニ至ラバ其ノ及ブ所余労働者俸給生活者ニトツテ重大ナル問題デアアル。然モ電氣局ガ公營事業トシテ斯ル手段ニ出タコトハ我々ノ生活ガ破壊セラル、ノミナラズ、重要ナル社會問題トシテモ斷ジテ承認シ能ハザル所デアアル。我々ハ斯カル無謀ナル整理案ニ對シ絕對反對ノ要求ヲ提出シダノデアアルガ、電氣局ハ一顧タモ與ヘズ即時拒絕シダノデアアル。シカシテ問題解決ノタメ凡ニ我等ノ努力モ徒勞ニ歸シ、罷業決行ノ止ムナキニ至ツタ。